



流山市監査委員告示第15号

定期・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成29年10月30日

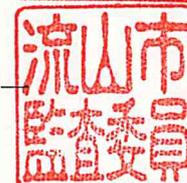
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



大

第4号様式

流情改第39号

平成29年10月20日

(宛先) 流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年2月16日付け、流監第105号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年 2月16日・流監第105号		
監査の種別	定期・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部 行政改革推進課	指摘 (3)	<p>【「流山市情報セキュリティポリシー」の速やかな見直しと今後の庁内での定期的な見直し体制の整備について】</p> <p>「流山市情報セキュリティポリシー」は、平成21年1月の改定以来、見直しが行われていない。急速に拡大している脅威への対応としては、不十分と言わざるを得ないので速やかな見直しと、見直しを定期的実施する体制を整備されたい。</p>	平成29年6月1日 情報セキュリティ見直し済み。
総合政策部 行政改革推進課	指摘 (5)	<p>【実施手順の見直しと整備について】</p> <p>情報セキュリティ担当者、情報システム管理者、情報システム担当者、利用者のそれぞれの立場で、やらなければならないことが分かりやすくなるよう情報システムの実施手順を見直すとともに未整備の情報システムについても実施手順の速やかな整備を検討されたい。</p> <p>※大規模な情報システムにおいては個別の実施手順、小規模なシステムにおいてはシステムの類型ごとに汎用実施手順を作成し、これを適用するなど効率的に実施することを検討されたい。</p>	各システムの実施手順の見直しについて、情報政策・改革改善課より、ひな形となる実施手順を作成し、各課に配信した。 なお、 7月10日 セキュリティ委員会 7月31日 庁議（各部長に説明） 8月16日及び23日 内部監査実施 9月26日 セキュリティ委員会 セキュリティ監査報告
総合政策部 行政改革推進課	指摘 (5)	<p>【全ての情報システムの把握について】</p> <p>専用アプリケーションを使用するシステムはスタンドアローン型（PC単体）も含め、庁内に存在する全てのシステムを速やかに把握するよう要望する。</p>	内部監査を含め、平成29年7月31日に各課に調査を行い、平成29年8月18日、本市が所有する単独システム等の情報資産、並びに管理状況を把握した。
総合政策部 行政改革推進課	指摘 (5)	<p>【定期的な情報セキュリティ教育の実施について】</p> <p>セキュリティ教育が不足している部署があることから、毎年全ての部署におけるセキュリティ教育の実施及びその記録を残すように体制を整備し、実施されたい。</p>	本年度についても、すでに、国の情報連携システムや、セキュリティ強化のための二要素認証説明会を全課を対象に、説明会を実施した。また、先日、他市で起きた不正アクセスの事例を職員に対して、配信し、セキュリティの重要性の認識を高めている。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年 2月16日・流監第105号		
監査の種別	定期・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部 行政改革推進課	意見	<p>国においては今後、職員の不正会計や情報漏洩を防ぐ等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（以下「内部統制体制」という。）の整備及び運用を県・政令指定都市の長に義務付け、順次市町村にも拡大する内容の地方自治法の改正が予定されている。</p> <p>内部統制体制の整備及び運用を進めるに当たっては、事務上の様々なリスクのうち、内部統制の対象とするリスクを的確に設定することが重要であるとされているが、今回の定期監査における共通要望事項として各部局に伝達を行った支払遅延といった財務に関する事務の執行におけるリスク及び行政監査のテーマとした情報セキュリティ対策に関するリスクは最低限評価すべきリスクと考えられることから、これらのリスクに対応した、適切な内部統制体制の整備及び運用を要望する。</p> <p>また、内部統制体制について不断の見直しを行う観点から、地方自治法の改正において、長は、内部統制体制の運用状況を自ら評価することも求められる。したがって、情報セキュリティ対策の取組については、「3 現状と課題」に記載したような状況を、地方自治法改正後は、長が主体的に評価することとなるため、今回の行政監査における監査手法を参考に、内部統制体制の運用状況の評価体制についての検討も行うよう要望する。特に、情報セキュリティ対策に関しては、「4 個別意見（1）指摘事項」の記載に基づいて、内部統制体制を速やかに整備及び運用することはもとより、内部統制体制の運用状況を評価する体制についてまで、速やかに構築されたい。</p> <p>加えて、これら内部統制の制度化は、「①マネジメントの強化」「②事務の適正性の確保」「③監査委員監査の重点化・質の強化・実効性の確保の推進」「④議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供」といった意義がある点を踏まえると、当然に、市が主体性を持って取り組むべきことであり、地方自治法の改正という外的な要請により受動的に着手すべきものではないともいえるため、情報セキュリティ対策以外の事務上のリスクに関しても、他の市町村に先駆けて県・政令指定都市と同時期に実施されるよう要望する。</p>	<p>内部統制体制については、分野が非常に幅広いことから、今後は、できることから実施してまいります。</p> <p>また平成29年6月9日に「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、都道府県や政令指定都市に対し、内部統制に関する方針の策定が義務付けられたところですが、今後、地方自治体についても策定が求められることを見据え、研究をしていきたいと考えています。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。